

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	久万高原町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.kumakogen.jp/soshiki/2/1239.html

執行機関名 久万高原町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	久万高原町ひとり親家庭医療費助成条例(平成16年久万高原町条例第111号)による母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		久万高原町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第12久万高原町ひとり親家庭医療費助成条例(平成16年久万高原町条例111号)による母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第一条	久万高原町ひとり親家庭医療費助成条例(平成16年久万高原町条例第111号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		久万高原町ひとり親家庭医療費助成条例(平成16年久万高原町条例第111号)久万高原町ひとり親家庭医療費助成条例施行規則(平成16年久万高原町規則第61号)